

- | | | | |
|----|--|---|---|
| 1 | 市場において、価格の動きによって需要量と供給量が調整され、資源が最適に配分される仕組みを何という？ | □ | □ |
| | ① 価格の自動調節機能 ② 独占の弊害 ③ 価格の硬直性 ④ 市場の失敗 | | |
| 2 | 企業が協力して不当に価格をつり上げるなどの行為を何という？ | □ | □ |
| | ① カルテル ② ダumping ③ トラスト ④ コンツェルン | | |
| 3 | 製造物責任法において、消費者が製品の欠陥による被害を受けた際に、製造者の何がなくとも損害賠償を請求できるようにしたか？ | □ | □ |
| | ① 因果関係 ② 欠陥 ③ 損害 ④ 過失 | | |
| 4 | 市場において、消費者が商品やサービスを欲しいと考え、購入しようとする意欲のことを何という？ | □ | □ |
| | ① 価格 ② 均衡 ③ 需要 ④ 供給 | | |
| 5 | 訪問販売などで契約した後、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度を何という？ | □ | □ |
| | ① クーリングオフ ② 損害賠償 ③ 製造物責任 ④ 特定商取引 | | |
| 6 | 複数の企業が話し合って製品の価格を決めたり、販売する量を調整したりして競争を避ける行為を何という？ | □ | □ |
| | ① トラスト ② カルテル ③ 持株会社 ④ コンツェルン | | |
| 7 | 商品の価格が変化したとき、それに応じて消費者が実際に買おうとする数量が増減することを何という？ | □ | □ |
| | ① 需要量 ② 均衡価格 ③ 市場価格 ④ 供給量 | | |
| 8 | 一社が市場を支配し、消費者に不利な価格設定を行う状態を何という？ | □ | □ |
| | ① 独占 ② 独占的競争 ③ 寡占 ④ 複占 | | |
| 9 | クーリングオフ制度の対象となる、電話を使って消費者を勧誘し、契約を取り付ける販売形態を何という？ | □ | □ |
| | ① 通信販売 ② 連鎖販売取引 ③ 訪問販売 ④ 電話勧誘販売 | | |
| 10 | 有力な企業が価格の先導役となり、他社がその価格に追随する現象を何という？ | □ | □ |
| | ① カルテル ② 管理価格 ③ 価格の硬直性 ④ プライス・リーダーシップ | | |
| 11 | 市場における独占や不当な取引を監視し、競争を維持するためのルールである独占禁止法の運用を行う専門的な行政機関を何という？ | □ | □ |
| | ① 警察庁 ② 公正取引委員会 ③ 消費者庁 ④ 金融庁 | | |
| 12 | 寡占市場において、企業間で価格競争が起きにくく、一度決まった価格が下がりにくくなる現象を何という？ | □ | □ |
| | ① 価格の硬直性 ② 非価格競争 ③ 価格維持政策 ④ プライス・リーダーシップ | | |
| 13 | 消費者の利益を守り、その自立を支援することを目的として制定された法律を何という？ | □ | □ |
| | ① 独占禁止法 ② 消費者基本法 ③ 割賦販売法 ④ 製造物責任法 | | |
| 14 | 企業間の公正で自由な競争を守るために制定された法律を何という？ | □ | □ |
| | ① 独占禁止法 ② 製造物責任法 ③ 不正競争防止法 ④ 消費者基本法 | | |
| 15 | 独占企業の存在や公共財の供給などにより、市場経済の機能が十分にはたらかない状態を何という？ | □ | □ |
| | ① 競争の促進 ② 市場の失敗 ③ 独占の禁止 ④ 価格の自動調節機能 | | |



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	価格の自動調節機能 とは、品不足のときは価格が上がり、売れ残りのときは価格が下がることで、自然と需要と供給がバランスする仕組みです。		1 価格の自動調節機能	☐
2	カルテル とは、本来競合する企業同士が秘密裏に話し合い、価格のつり上げや販売地域の分担などを行う行為です。		1 カルテル	☐
3	製造物責任法（PL法）では、製品に欠陥があることさえ証明できれば、製造者のミス（ 過失 ）を立証しなくても損害賠償を請求できます。		4 過失	☐
4	需要 とは、ある特定の価格で、買い手が購入したいと考える商品の量のことです。		3 需要	☐
5	クーリングオフ は「頭を冷やす」という意味があります。		1 クーリングオフ	☐
6	カルテル とは、本来ライバルである企業同士が直接話し合い、価格を高く保ったり、生産量に制限を設けたりする行為です。		2 カルテル	☐
7	需要量 は、特定の価格が提示されたときに、消費者が実際に買おうとする商品の量のことです。		1 需要量	☐
8	独占 とは、一つの企業だけが市場を占め、支配する力を持つことをいいます。		1 独占	☐
9	電話勧誘販売 は、特定商取引法という法律で厳しく規制されています。		4 電話勧誘販売	☐
10	プライス・リーダーシップ とは、市場で特に影響力の強い企業が価格を決定し、他の企業がその価格を基準に追随する現象です。		4 プライス・リーダーシップ	☐
11	公正取引委員会 は、内閣府の外局として設置された行政機関です。		2 公正取引委員会	☐
12	価格の硬直性 とは、需要が変化しても価格が適正な水準まで下がらない状態を指します。		1 価格の硬直性	☐
13	消費者基本法 は、消費者の利益を守るための最も基本的なルールを定めた法律です。		2 消費者基本法	☐
14	独占禁止法 は、企業が不当に結託したり、独占的な地位を悪用して消費者に不利益を与えたりすることを禁止する法律です。		1 独占禁止法	☐
15	市場の失敗 とは、独占企業による価格操作や、公園や道路のような公共財が供給されないなど、市場メカニズムだけでは解決できない問題が生じる状態です。		2 市場の失敗	☐

言えなかった用語ノート